

高等学校等就学支援金(授業料支援)申請の案内 (R8.4.21改訂)

授業料無償化を行う就学支援金制度につきまして、今年度の申請についてお知らせします。

下記の条件に該当する世帯は、就学支援金制度を申請することで授業料が実質無償となります。

<就学支援金受給対象者>

以下の①～⑦に該当する**生徒**は就学支援金の対象となります。

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者
- ⑤永住者の配偶者 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められる者。

【外国籍の生徒について】

従来の就学支援金制度と同様の基準（年収目安910万円以下）で授業料の無償化が行われます。

制度改正により、令和8年4月からは保護者の所得制限はなくなりました。

**また、昨年7月から令和8年6月までの認定を受けている世帯について、
今回で申請する必要がありますのでご注意ください。**

(注：学校取扱金(校納金)は無償とはなりません)

申請方法・必要な書類について

原則オンライン申請となりますが、申請が難しい方に関しては書面での申請も受け付ける予定です。

◎オンライン申請の場合、どこでも手続きができます(学校推奨)。

入学時に使用したログインIDとパスワードを使用して申請することができます。

一般的な申請の手順について、具志川高校のホームページに掲載しておりますので、
詳細はそちらをご覧ください。**ID等を紛失された方は、速やかに事務室までご連絡ください。**

申請期限：~~令和8年4月30日(木)~~ → 令和8年5月25日(月)

※期限内に申請がない場合は4月に遡れず、授業料対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

**就学支援金に関わらず、事務室からのお知らせは郵送の他にスクリレを利用して
行います。お知らせを早めに確認できるよう、スクリレの登録をお勧めします。**

何かご不明な点がありましたら、下記事務室担当までお気軽にご連絡ください。

〈問い合わせ先〉具志川高等学校事務室 上門・保田 TEL：098-973-1213